

議第104号

京都市公有財産及び物品条例の一部を改正する条例の制定について

京都市公有財産及び物品条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 9 月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市公有財産及び物品条例の一部を改正する条例  
京都市公有財産及び物品条例の一部を次のように改正する。  
題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 公有財産

第 1 節 行政財産（第 2 条～第 4 条）

第 2 節 普通財産（第 5 条～第 9 条）

第 3 章 物品（第10条～第12条）

第 4 章 雑則（第13条・第14条）

附則

第 2 条第 2 項本文中「または日額」を「，日額又は 1 時間を単位とした額」に改め，同条第 3 項本文中「一」を「いずれか」に改め，同項第 1 号中「または」を「又は」に，「もしくは」を「若しくは」に改め，同項第 4 号中「または」を「又は」に改め，同項を同条第 4 項とし，同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 既納の使用料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，市長は，その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公用又は公共用に供する必要が生じたため，行政財産の使用の許可を

取り消したとき。

- (2) 管理上の都合により行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (3) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなったとき。

第3条の次に次の1条を加える。

(貸付料等の減免)

第3条の2 第2条第4項及び前条第3項の規定は、行政財産の貸付料又は延滞料を減免する場合に準用する。

第7条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「または」を「又は」に改める。

第13条中「第2条第3項または第3条第3項（）」を「第2条第4項又は第3条第3項（第3条の2又は）」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政財産の貸付料及び延滞料を減免することができることとする等の必要があるので提案する。